

協定項目 1 6 使用料、手数料等の取扱いについて

(第 2 回会議資料 2 9 ページ)

## 都幾川村・玉川村合併協議会の調整方針資料

### 協定項目

使用料、手数料等の取扱い

### 調整方針

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り速やかに統合を図る。
- 2 占用料については、原則として合併時に再編する。
- 3 手数料については、2村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。

事務事業名	使用料の種類	都幾川村	玉川村	調整結果
公民館図書館	公民館等施設使用料	都幾川村中央公民館	玉川村中央公民館	現行のとおり
高齢者福祉	福祉関係施設使用料	都幾川村地域活動支援センター		現行のとおり
環境		後野地区簡易給水施設		現行のとおり
生涯学習	社会教育関係施設使用料		玉川村文化センター	現行のとおり
生涯学習	体育関係施設使用料	都幾川文化体育センター	玉川村トレーニングセンター	・施設ごとの使用料は現行のとおりとする。 ・屋外施設夜間照明使用料は、玉川村の例により、1時間500円とする。 ・都幾川村の年間会員登録制度を導入する。 （屋外夜間照明使用料は、年間登録会員からも別途徴収する。）
生涯学習		都幾川村民運動場	玉川村総合運動場	
生涯学習		都幾川村第一球場		
生涯学習		都幾川村第二球場		
生涯学習		都幾川村民運動場テニスコート	玉川村総合運動場テニスコート	
生涯学習		旧大柵第一小学校夜間照明	玉川中学校夜間照明	
生涯学習		萩ヶ丘小学校夜間照明		
生涯学習		明覚小学校夜間照明		
建設	公園関係施設使用料		玉川村雀川砂防ダム公園	玉川村ホタルの里公園使用料に合わせる。
建設			玉川村ホタルの里公園	現行のとおり
農林水産	農業関係施設使用料		玉川村就業改善センター	現行のとおり
農林水産		都幾川村営農産物加工施設		現行のとおり
商工観光	商工観光関係施設使用料	都幾川村建具会館		現行のとおり
商工観光		木のむらキャンプ場		現行のとおり
商工観光		星と緑の創造センター		現行のとおり
高齢者福祉	その他施設使用料	都幾川村農村文化交流センター		現行のとおり
商工観光		都幾川村温泉スタンド		現行のとおり
下水道	下水道施設使用料	浄化槽使用料	浄化槽使用料	現行のとおり

事務事業名	種別	占用物件又は行為の種類			都幾川村	玉川村	調整結果(額)
建設	公共物使用	水路・里道	電柱	1本につき		660円/年	660円/年
			電話柱	1本につき		660円/年	660円/年
			街灯柱	1本につき		660円/年	660円/年
			その他の柱類	1本につき		62円/年	62円/年
			地下電線その他地下に設ける線類	1mにつき		2円/年	2円/年
			水道管・下水道管・ガス管・その他	1mにつき			
			外径0.2m未満			50円/年	50円/年
			外径0.2m以上0.4m未満			110円/年	110円/年
			外径0.4m以上1.0m未満			280円/年	280円/年
			外径1m以上			570円/年	570円/年
			鉄道、軌道その他これらに類する施設	使用面積1㎡につき		160円/年	160円/年
			通路その他これに類する施設				
			上空又は地下に設けるもの			730円/年	730円/年
	その他のもの			950円/年	950円/年		
	一時的に設ける駐車場、露店、商品置場その他これらに類する施設	使用面積1㎡につき		100円/年	100円/年		
	看板その他これに類する施設	表示面積1㎡につき					
	一時的に設けるもの			220円/月	220円/月		
	その他のもの			2,200円/年	2,200円/年		
	標識	1本につき		750円/年	750円/年		
	旗ざお	1本につき		220円/月	220円/月		
	その他			その都度村長が定める額	その都度町長が定める額		
	道路占用	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき		620円/年	620円/年
			第2種電柱			690円/年	690円/年
第3種電柱					770円/年	770円/年	
第1種電話柱					220円/年	220円/年	
第2種電話柱					250円/年	250円/年	
第3種電話柱					280円/年	280円/年	
その他の柱類					62円/年	62円/年	
共架電線その他上空に設ける線類			長さ1mにつき		3円/年	3円/年	
地下電線その他地下に設ける線類					2円/年	2円/年	
路上に設ける変圧器	1個につき		610円/年	610円/年			
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき		420円/年	420円/年			

事務事業名	種別	占用物件又は行為の種類		都幾川村	玉川村	調整結果(額)	
建設	道路占用	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき		950円/年	950円/年
			郵便差出箱			400円/年	400円/年
			広告塔	表示面積1㎡につき		2,200円/年	2,200円/年
			その他のもの	占用面積1㎡につき		950円/年	950円/年
		道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.1m未満	長さ1mにつき		42円/年	42円/年
			外径0.1m以上0.15m未満			50円/年	50円/年
外径0.15m以上0.2m未満				57円/年	57円/年		
外径0.2m以上0.4m未満				110円/年	110円/年		
外径0.4m以上1m未満				280円/年	280円/年		
	外径1m以上			570円/年	570円/年		
建設	道路占用	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき		570円/年	570円/年
		道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			1,200円/年	1,200円/年
			地下に設ける通路			730円/年	730円/年
			その他のもの			950円/年	950円/年
		道路法第32条第1項第6号に掲げる施設				220円/月	220円/月
		道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	表示面積1㎡につき		220円/月	220円/月
			一時的に設けるもの			2,200円/年	2,200円/年
			その他のもの				
			標識	1本につき		750円/年	750円/年
			旗ざお			220円/月	220円/月
			幕	その面積1㎡につき		220円/月	220円/月
		アーチ	車道を横断するもの	1基につき		22,000円/年	22,000円/年
その他のもの				11,000円/年	11,000円/年		
道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき		220円/月	220円/月		
河川占用	流水占用		1秒 1リットル	1,500円/年		1,500円/年	
	土地占用	橋りょう	1㎡につき	30円/年		30円/年	
		電線類	1mにつき	20円/年		20円/年	
		電柱又はその支柱の類	1本につき	150円/年		150円/年	
		工作物	1㎡につき	40円/年		40円/年	
		物置場	1㎡につき	30円/年		30円/年	

事務事業名	手数料の種類	単位	都幾川村	玉川村	調整結果(額)
総務	情報公開に係る手数料		無料	無料	無料
総務	情報公開に係る写しの作成に要する費用				
	白黒の場合	1枚につき	20円	30円	30円
	カラーの場合		実費	100円	100円
総務	情報公開に係る写しの送付に要する費用	1件につき	実費	実費	実費
総務	土地その他被害に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	税に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	納税及び公課に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	固定資産税に関する証明手数料	1件につき	200円 土地は3筆、 建物は3棟まで を1件とし、1筆 又は1棟を増す ごとに50円を 加える。	200円 6筆(棟)まで を1件とする。	200円 紙1枚を1件 とする。
税務	事業所に関する証明手数料	1件につき		200円	200円
税務	住宅用家屋証明	1件につき	1,300円	1,000円	1,300円
税務	公簿、公文書、図面の閲覧、照合	1件につき	200円 公簿、公文 書、図面の閲 覧は1冊を1件 とする。	200円 公簿は1冊、 公文書は1事 件、土地の図 面は1枚、土地 名寄帳は1人 分をもって1件 とする。	200円 公簿は1冊、 公文書は1事 件、図面は1冊 をそれぞれ1件 とする。
税務	公簿、公文書及び図面に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	土地及び建物に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	法人に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
住民年金	住民票の写し	1通につき	200円 紙1枚までを 1件とし、2枚を 超えるものにつ いては2件とす る。	200円 ただし、1件 が5枚を超える 場合には、5枚 ごとに200円を 加える。	200円 1件(1世帯) 200円
	住民票の記載事項証明	1件につき	200円	200円	200円
	年金現況証明(公的年金)		無料	無料	無料
	年金現況証明(個人年金等)	1通につき	200円	200円	200円
	不在住証明	1通につき	200円	200円	200円
	不在籍証明	1通につき	200円	200円	200円
	印鑑登録証明	1通につき	200円	200円	200円
	外国人登録原票記載事項証明	1通につき	200円	200円	200円
	戸籍全部事項証明(謄本)	1通につき	450円	450円	450円
	戸籍個人事項証明(抄本)	1通につき	450円	450円	450円
	戸籍一部事項証明	1通につき	450円	450円	450円

事務事業名	手数料の種類	単位	都幾川村	玉川村	調整結果(額)
住民年金	除籍全部事項証明(謄本)	1通につき	750円	750円	750円
	除籍個人事項証明(抄本)	1通につき	750円	750円	750円
	除籍一部事項証明(抄本)	1通につき	750円	750円	750円
	戸籍記載事項証明	1通につき	350円	350円	350円
	除籍記載事項証明	1通につき	450円	450円	450円
	戸籍届出受理証明	1通につき	350円	350円	350円
	戸籍届出受理証明(上質)	1通につき	1,400円	1,400円	1,400円
	届出の記載事項証明(写し)	1通につき	350円	350円	350円
	戸籍の附票	1通につき	200円	200円	200円
	転出証明書(住民異動届提出)		無料	無料	無料
	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	書類1件につき	350円	350円	350円
	住民基本台帳の閲覧	1件につき	200円 1世帯をもって1件とする。	200円 1世帯をもって1件とし、1件増すごとに50円を加える。	200円 1世帯をもって1件とする。
	住民基本台帳カードの交付	1件につき	500円	500円	500円
	埋火葬に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
	印鑑登録証の交付	1件につき	200円	200円	200円
身分証明書	1通につき	200円	200円	200円	
社会福祉	ホームヘルプサービス手数料				
	生活保護受給者世帯	1時間当たり		無料	無料
	老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯	1時間当たり		無料	無料
	市町村民税非課税世帯	1時間当たり		150円	150円
	上記以外の世帯	1時間当たり		300円	300円
環境	犬の登録	1件につき	3,000円	3,000円	3,000円
環境	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円	550円	550円
環境	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円	1,600円	1,600円
環境	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円	340円	340円
環境	一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件につき	5,000円	5,000円	5,000円
環境	一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	1件につき	2,000円	2,000円	2,000円
環境	浄化槽清掃許可申請手数料	1件につき	5,000円	5,000円	5,000円
環境	浄化槽清掃許可証再交付申請手数料	1件につき	2,000円	2,000円	2,000円
環境	粗大ごみ収集運搬手数料	1件につき	50円~1,500円	50円~1,500円	50円~1,500円
環境	犬の死体処理手数料	1体につき	2,000円	2,000円	2,000円
環境	猫の死体処理手数料	1体につき	1,000円	1,000円	1,000円
建設	数値地籍維持管理システムデータ交付			200円	200円 1筆図形1筆 200円 / 集成 図A3判1枚200 円

事務事業名	手数料の種類	単位	都幾川村	玉川村	調整結果(額)
都市計画	優良宅地造成の認定 造成宅地面積が0.1ha未満	1件につき	86,000円	86,000円	86,000円
都市計画	優良住宅新築の認定 新築住宅の床面積の合計が	1件につき	100㎡以下	6,200円	6,200円
	100㎡を超え500㎡以下		8,600円	8,600円	8,600円
	500㎡を超え2,000㎡以下		13,000円	13,000円	13,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以下		35,000円	35,000円	35,000円
	10,000㎡を超え50,000㎡以下		43,000円		43,000円
	10,000㎡を超える 50,000㎡を超える		58,000円	43,000円	58,000円
農林水産	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新 若しくは再交付	1通につき	3,400円	3,400円	3,400円
農林水産	農地に関する諸証明	1件につき		200円	200円
農林水産	農業委員会で行う諸証明	1件につき	200円	200円	200円

協定項目 2 2 - 9 住民窓口業務の取扱いについて

(第 3 回会議資料 2 4 ページ)

協定項目 22 - 9 住民窓口業務の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 各種証明書発行	<p>【証明書の種類等】</p> <p>戸籍に関する証明 全部・個人・一部事項証明書、除籍(改製原戸籍)謄・抄本、身分証明書、記載事項証明書等</p> <p>住基に関する証明 住民票の写し(個人・世帯票)、印鑑証明書、転出証明書、記載事項証明書等</p>	<p>【証明書の種類等】</p> <p>戸籍に関する証明 全部・個人・一部事項証明書、除籍(改製原戸籍)謄・抄本、身分証明書、記載事項証明書等</p> <p>住基に関する証明 住民票の写し(個人・世帯票)、印鑑証明書、転出証明書、記載事項証明書等</p>	<p>各種証明書発行については、合併時に再編する。</p>	<p>町民課が設置される本庁舎でこれまでどおり発行する。なお住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄抄本などは、第二庁舎の窓口でも発行する。</p>
2 窓口延長	<p>【取扱業務】</p> <p>(住民福祉課) 住民票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録申請、戸籍謄・抄本等 本人に限る (税務課) 税務関係証明書、納税相談等 (健康増進課)</p>	<p>【取扱業務】</p> <p>(住民関係) ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 本人又は同一世帯のみ (税務課) 税務関係証明書、納税相談等 (福祉関係) 乳幼児医療費支給申請受付、</p>	<p>窓口延長については、合併時に再編する。</p>	<p>平成18年2月から9月までの間、一部の窓口を試行として、土曜日に開庁する。 【開庁時間】 8時30分から17時15分まで 【実施場所】 本庁舎 【取扱業務】 (住民関係)</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	要介護申請認定、療養費・高額療養費等医療費等支給申請受付等 <b>【実施期間】</b> 毎週火曜日(7～9月)  <b>平成16年度限りで廃止</b>	重度心身障害者医療費支給申請受付 <b>【実施期間】</b> ・毎週金曜日(年間)		住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明等の証明書発行など (税務関係) 所得証明書等の証明書発行税の収納など (福祉関係) 各種医療費支給申請書等の受理、保育料の収納など

協定項目 2 2 - 1 0 国民健康保険事業の取扱いについて

(第 3 回会議資料 2 7 ページ)

協定項目 No.22-10 国民健康保険事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針	調整結果
<p>1 国民健康保険 税に関すること</p>	<p><b>【税率】</b> 医療給付費分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 6%</li> <li>・資産割 35%</li> <li>・均等割 13,000 円</li> <li>・平等割 15,000 円</li> <li>・最高限度額 53 万円</li> </ul> <p>介護納付費分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 0.7%</li> <li>・均等割 8,500 円</li> <li>・最高限度額 8 万円</li> </ul> <p><b>【減免措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災等により著しく困難となったもの又はこれに準ずる者</li> </ul>	<p><b>【税率】</b> 医療給付費分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 6.0%</li> <li>・資産割 35%</li> <li>・均等割 13,000 円</li> <li>・平等割 15,000 円</li> <li>・最高限度額 53 万円</li> </ul> <p>介護納付費分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 0.8%</li> <li>・均等割 8,400 円</li> <li>・最高限度額 8 万円</li> </ul> <p><b>【減免措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</li> <li>・ 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者</li> </ul>	<p>税率については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>減免措置については、合併時に再編する。</p>	<p><b>【税率】</b> 医療給付費分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 6%</li> <li>・資産割 35%</li> <li>・均等割 13,000 円</li> <li>・平等割 15,000 円</li> <li>・最高限度額 53 万円</li> </ul> <p>介護納付費分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 0.8%</li> <li>・均等割 8,500 円</li> <li>・最高限度額 8 万円</li> </ul> <p><b>【減免措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</li> <li>・ 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者</li> </ul>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針	調整結果
3 短期被保険者証・資格証明書に関すること	<p>【短期被保険者証】 実施(6 か月、3 か月、1 か月)</p> <p>【資格証明書】 未実施</p>	<p>【短期被保険者証】 実施(6 か月、3 か月、1 か月)</p> <p>【資格証明書】 未実施</p>	短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。	<p>【短期被保険者証】 実施(6 か月、3 か月、1 か月)</p>
4 国民健康保険運営協議会に関すること	<p>委員 9人 平成16年度2回</p> <p>委員長年額 80,000円 委員年額 69,000円 費用弁償 2,200円</p>	<p>委員 9人 平成16年度2回</p> <p>委員長年額 46,000円 委員年額 44,000円 費用弁償 2,200円</p>	国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。	<p>委員 9人 日額報酬 5,600円</p>
6 国民健康保険保健事業に関すること	ガン検診等一部負担実施	ガン検診等一部負担実施	検診等相違のある事業については、合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険加入者に対し、各種がん検診の一部負担金相当額を一検診につき、年1回限り補助する。</li> <li>・40歳以上の国民健康保険加入者に対し、保健センターで行う基本健康検診の一部負担金相当額を補助する。</li> <li>・40歳未満の国民健康保険加入者に対し、基本健康診査を</li> </ul>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針	調整結果
				<p>実施し実費相当額を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット作成配布</li> <li>・保養施設利用助成</li> <li>・健康講座等の開催</li> <li>・地域ふれあい行事参加賞等補助</li> <li>・よい歯のコンクール補助</li> <li>・健康おばさんの会補助</li> <li>・国保総合健康づくり支援事業(平成18年度から国保ヘルスアップ事業に移行)</li> </ul>